

認可外保育施設等・預かり保育（市型預かり保育を除く）等を利用された保護者さま

- ✓ 横浜市の給付認定を受けた（法第30条の4 2号／3号認定 施設等利用給付認定）
- ✓ 無償化対象施設を利用した



施設一覧はこちら→

横浜市 無償化対象施設

Q 検索



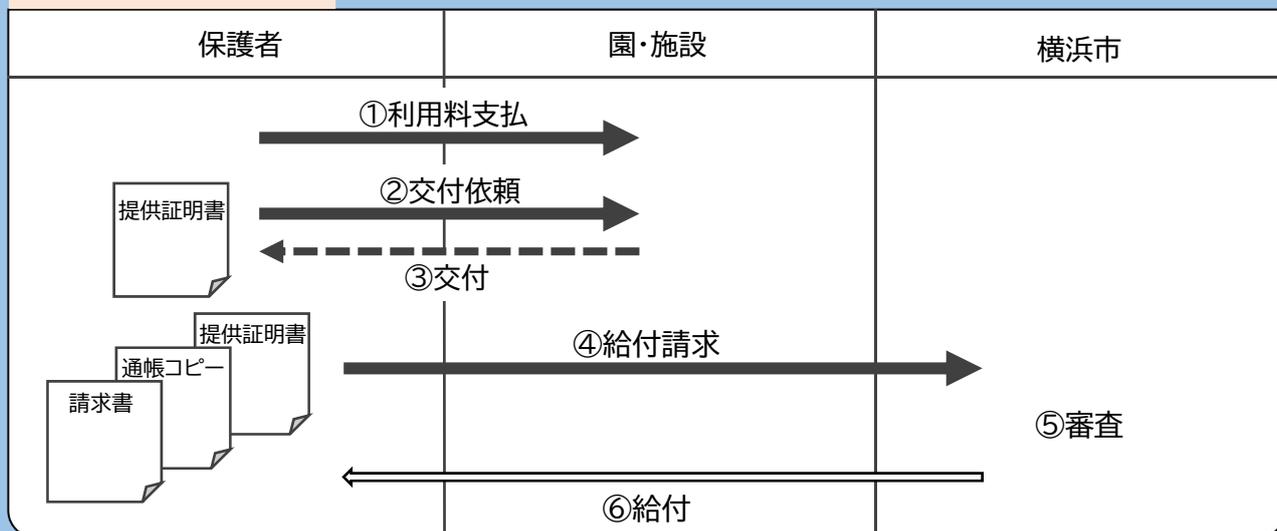
横浜市に請求すると 無償化給付を受けられます



請求に必要な書類

- ①請求書
- ②提供証明書（園・施設に記入を依頼します）
※月ごと、利用した園・施設の数だけ必要です。
- ③通帳コピー

詳細の流れ



※請求権は時効により2年で消滅します。ご注意ください。

詳細はこちら（制度／書類の書き方）

【横浜市 ウェブサイト】 施設等利用費の請求方法について

横浜市 施設等利用費

Q 検索

